

東京都立大学 法科大学院

2021年度入学者選抜試験問題 出題趣旨（2年履修課程）

## 憲 法

設例はほぼ、基本判例(最判H27・3・27, 民集69巻2号419頁)の事例である。これを理解しているのが望ましいが、知らなくとも、違憲の主張と正当性の有無を審査方法や基準を整理して事例に当てはめていく基本的な憲法議論の組み立てができているかをみる。憲法14条が問題となるところであるが、設問では触れなくてよいとしているので、憲法22条の居住の自由を論じればよい。居住の自由の意義やその侵害に対する違憲審査の基準や方法を的確にとらえて論理的に議論をしているかがポイントである。

以 上

## 民法

### 1 設問1について

相手方の契約成立への期待を裏切って相手方に損害を与えた場合に、どのような責任を負うのかを問う問題であり、「契約締結上の過失」の議論への理解が求められる。最判昭和59年9月18日が参考となる。

### 2 設問2について

即時取得の成否についての理解を問う問題である。Dは占有改定により、Eは指図による占有移転により、それぞれ引渡しを受けているため、これらの引渡しにより即時取得が成立するのかどうかを検討する必要がある。

以上

## 刑 法

1 刑法総論，各論の基本的な論点についての理解を確認し，論理的な思考力及び，的確かつ説得的な文章表現力を問う問題である。

2 具体的な設問の出題趣旨は下記の通り。

(1) 設問1について

殺人罪，保護責任者遺棄罪に関する基本的な理解を問う問題。糖尿病の子の母親に対し，インスリンの不投与を命ずる事例を示し，殺人罪，保護責任者遺棄罪の構成要件該当性を論じさせるもので，問題の所在が的確に指摘されているか，事案に即した論理的説明がなされているかを問うものである。

(2) 設問2について

間接正犯，共謀共同正犯に関する基本的な理解を問う問題。母親の不作为を利用して子を死亡させる事例を示し，間接正犯が成立するとする見解，共謀共同正犯が成立するとする見解のそれぞれについて論拠を示して比較した上で，自説を論じさせるものである。

以 上

## 民事訴訟法

各設問においては、それぞれ以下の事項をめぐる問題に関して、基本的な理解ができているかを確認した。

- 問題 1 訴訟能力
- 問題 2 重複起訴の禁止
- 問題 3 確認訴訟をめぐる総合問題
- 問題 4 当事者の欠席をめぐる総合問題
- 問題 5 当事者の主張をめぐる総合問題
- 問題 6 訴訟上の和解
- 問題 7 当事者尋問
- 問題 8 裁判をめぐる総合問題

以 上

## 刑事訴訟法

### 1 第1問

捜査に関する基本的な理解を試す問題である。

アは、捜査機関である司法警察職員と検察官の相互関係について。

イは、「捜査密行の原則」について。

ウは、刑事訴訟法197条1項と同198条1項の文言解釈について。

エは、「捜査」の定義について。

オは、司法警察員の捜査権限について。

### 2 第2問

いわゆるおとり捜査に関する最高裁決定（最決平成16年7月12日刑集58巻5号333頁）についての理解を試す問題である。判決文の一部を抜粋・引用した文章を読んで、それを前提とした場合に明らかに誤りとなる記述を選別させるものである。

### 3 第3問

被疑者の逮捕と勾留に関する基本的な理解を試す問題である。5つの記述の中から、法令若しくは論理に従い、又は判例の立場に立って検討した場合、正しいものを2つ選別させ、その組合せを解答させた。

### 4 第4問 小問（1）及び小問（2）

捜索差押許可状の執行手続（特に、令状呈示前の立入りについて）の適否に関する最高裁決定（最決平成14年10月4日刑集56巻8号507頁）についての理解を試す問題である。小問（1）及び小問（2）ともに、判決文の一部を抜粋・引用した文章中の空欄に、適切な語句を挿入させる問題である。

### 5 第5問 小問（1）及び小問（2）

公訴の提起に関する基本原理・原則についての理解を試す問題である。

小問（1）では、「起訴変更主義」「起訴独占主義」「起訴法定主義」「起訴便宜主義」「起訴状一本主義」の各原理原則と各根拠規定とを組み合わせることを求めた。なお、我が国では「起訴法定主義」は採られていないので、刑事訴訟法に根拠規定はない。

小問（2）では、5つの記述と、小問（1）で示した各原理・原則との対応関係を尋ねた。

6 第6問 小問（1）及び小問（2）

自白の証拠能力に関する最高裁判決（最判昭和45年11月25日刑集24巻12号1670頁）についての理解を試す問題である。小問（1）及び小問（2）ともに、判決文の一部を抜粋・引用した文章中の空欄に、適切な語句を挿入させる問題である。

7 第7問

訴因変更の要否に関する最高裁決定（最決平成13年4月11日刑集55巻3号127頁）についての理解を試す問題である。判決文の一部を抜粋・引用した文章を読んで、それを前提とした場合に明らかな誤りとなる記述を選別させるものである。

以 上